

項目	地域	川 西 町 (開発事業等に関する指導要綱)	
適用範囲		1. 500㎡以上の開発行為。 2. 建築基準法に基づき建築するもので、次の各号に掲げる建築行為 ア 地上階数が3以上の建築物又は地上高が10mを超える建築物（自己用住宅を除く） イ 共同住宅又は長屋住宅で分譲、賃貸を目的とする建築物 3. その他、町長が、公共施設又は公益施設に重大な影響を及ぼすと認めたもの。	
宅地事業計画		造成計画を樹立しようとするときは、その都度町長の調整指導を受けること。	
協議・協定		1. 町規定の指導要綱に基づき、町長に事前協議書を提出し関連事項につき指示を受けること。 2. 事業者は、事前に開発事業者の計画内容、工事施工内容、地域安全対策、治水対策、その他事項について開発事業等と関係する自治会と協議を行い、協定を締結する等合意の形成を図ること。	
公共・公益施設の負担		事業者は、自己の費用で施工すること。	
公共・公益施設	道 路	既設道路から施工地区に通ずる道路を新設又は改良するときは道路構造令に基づき自己の費用で施工すること。	
	公 園	県の開発許可要綱の定めるところにより公園を設置するときは、自己の費用で施工すること。	
	上・下水道	給水するため水道法に規定する専用水道を自己の費用で施工すること。 排水するための必要な施設は町長の指示に従い、住民と協議のうえ自己の費用で施工すること。	
	消防施設	所管の消防署長と協議の上、消防水利基準に基づき、必要な施設を設置すること。	
	教 育 施 設	小学校	自己の造成に起因して町に急激な財政負担をかける利便施設につき、造成者がその責において施設を整備すべきであるとの考えを基礎として計画樹立すること。
		中学校	
幼稚園 保育園			
し尿処理施設		自己の費用で、し尿処理関係を整備すること。	
公害対策		開発事業等の施工によって公害発生の恐れがあるときは、町長と協議の上、公害防止対策の措置を講じること。	
文化財の保護		埋蔵文化財包蔵地において開発事業を行う場合は、文化財保護法の規定により着工の60日前までに埋蔵文化財発掘届を町教育委員会に提出すること。発掘調査に係る費用は事業者が負担すること。	
その他の措置		この要綱に定めるもののほか開発事業等に関し必要な事項が生じたときは、町長がその都度定める。	
施行改正年月日		平成29年 1月20日施行	